

騒音・振動規制地域の追加指定について（関係資料）

1 規制の対象など

騒音規制法及び振動規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、住民の生活環境を保全するため、騒音や振動について規制する地域を指定（指定地域）することとされており、規制対象ごとにそれぞれ異なった規制基準等が定められている。

工場・事業場騒音

指定地域内で騒音を発生する恐れのある施設（特定施設）を設置する工場や事業場（特定工場等）。

建設作業騒音

指定地域内で行われる建設作業のうち、くい打ち機や空気圧縮機などを使用する建設作業（特定建設作業）。

自動車騒音

指定地域内における自動車騒音については要請限度を定め、自動車単体で運行する場合の自動車騒音については許容限度が定められている。

工場・事業場振動

指定地域内で振動を発生する恐れのある施設（特定施設）を設置する工場や事業場（特定工場等）。

建設作業振動

指定地域内で行われる建設作業のうち、くい打ち機やブレーカーなどを使用する建設作業（特定建設作業）。

道路交通振動

指定地域内における道路交通振動については、要請限度が定められている。

2 届出義務（届出先：市町村長・特別区長）

- ・指定地域内において工場や事業場に特定施設を設置する場合（設置する30日前まで）
 - ・特定建設作業を行う場合（作業を行う7日前まで）
- ※届け出なかった場合は罰則を受ける可能性あり。

3 行政措置

市町村長や特別区長は、規制基準や要請限度を超える騒音や振動により周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告や都道府県公安委員会への要請等を行うことができる。

（騒音）



(振動)



※出典：環境省 水・大気環境局 大気生活環境室

『騒音規制法 住みよい音環境を目指して』『振動規制法 よりよい住環境を目指して』

※騒音規制法の他に、環境基本法に基づく、「騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」（以下「環境基準」という。）が定められており、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められている。

※環境基準の各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定することとされている（P7～P9「7 騒音に係る環境基準」参照）。

4 区域の区分

指定地域の区域の区分は、国において原則として用途地域の区分に従うこととされている（S46.9.20環大特6号、S51.12.1環大特154号）。

(1) 用途地域と区域の区分の関係（騒音）

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第1種区域	第1種低層住居専用地域（①） 第2種低層住居専用地域（江別市無し） ※第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、中高層の住宅が一団地として建設されている地区等専用住宅が集約している地区については、第1種区域として定めることを妨げない。	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域（②） 第2種住居地域 準住居地域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	工業地域	主として、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

※区分ごとの用途地域は、昭和46年環大特6号「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」に基づく。なお、工業専用地域については指定地域にしないものとする。

※区域の概要に関する内容は、昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号に基づく。

(2) 用途地域と区域の区分の関係（振動）

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第1種区域	第1種低層住居専用地域 (①) 第2種低層住居専用地域（江別市無し） 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 (②) 第2種住居地域 準住居地域 ※騒音規制法の第1種区域+第2種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 ※騒音規制法の第3種区域+第4種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※区分ごとの用途地域は、昭和51年環大特154号「振動規制法の施行について」に基づく。なお、工業専用地域については指定地域にしないものとする。

※区域の概要に関する内容は、振動規制法施行規則別表第2の備考1に基づく。

5 規制の概要

(1) 特定工場等に対する規制

①騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域 (①)	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域 (②)	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※平成24年3月30日付け江別市告示第45号

②振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用する。
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで	
第1種区域 (①②)	60デシベル	55デシベル	
第2種区域	65デシベル	60デシベル	

※平成24年3月30日付け江別市告示第46号

(2) 特定建設作業に対する規制

①騒音の規制区域

市長が指定する区域は1号区域のみ（それ以外が2号区域）。

1号	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種区域及び第2種区域の全域（①②） ・第3種区域及び第4種区域内の学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2号	1号区域以外の区域

※第3種区域は、施設要件に該当する場合は1号区域。それ以外は2号区域。

※平成24年3月30日付け江別市告示第45号

②振動の規制区域

振動の場合も市長が指定する区域は1号区域のみ（それ以外が2号区域）。

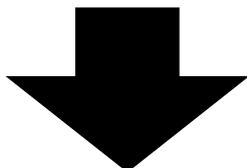
1号	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種区域の全域（①②） ・第2種区域内の学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2号	1号区域以外の区域

※第2種区域は、施設要件に該当する場合は1号区域。それ以外は2号区域。

※平成24年3月30日付け江別市告示第46号

【国の規制基準】

騒音の大きさ	敷地境界線上で85デシベル以下	
振動の大きさ	敷地境界線上で75デシベル以下	
作業時間帯	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までは作業禁止
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までは作業禁止
1日の作業時間	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間	同一場所において連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日の作業は禁止	



・第1号区域と第2号区域では、作業禁止の時間帯と1日の作業時間に違いがある。
 ・騒音と振動では、大きさの上限に違いがある。

6 自動車騒音関係

(1) 指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定による市長が定める区域

ア 市長が定める区域の区分

上記の省令で国が定める基準に基づき、市長が告示により次のとおり定めている。

区域の区分	告示で定める区域	国の基準	用途地域
a 区域	第1種区域及び第2種区域	専ら住居の用に供される区域	第1種低層住居専用地域 (①) 第2種低層住居専用地域(江別市無し) 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 ※騒音に係る環境基準の類型Aに同じ。
b 区域	第2種区域(a区域として定める地域を除く)	主として住居の用に供される区域	第1種住居地域 (②) 第2種住居地域 準住居地域 ※騒音に係る環境基準の類型Bに同じ。
c 区域	第3種区域及び第4種区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 ※騒音に係る環境基準の類型Cに同じ。
※平成24年3月30日付け江別市告示第45号			

※騒音規制法第17条第1項の規定では、指定地域内で自動車騒音が要請限度を超過していることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は都道府県公安委員会に対して改善を要請することができる。その要請限度は、国が次のとおり定めている。

イ 自動車騒音の要請限度 (平成12年総理府令第15号)

区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する区域		
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
a 区域および b 区域のうち1車線を有する道路に面する地域 (①②)	65 デシベル	55 デシベル	昼間 75 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (①)	70 デシベル	65 デシベル	
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域および c 区域のうち車線を有する道路に面する地域 (②)	75 デシベル	70 デシベル	夜間 70 デシベル

(2) 振動規制法施行規則別表第2（道路交通振動の限度）の備考第1項の規定による市長が定める区域及び同表の備考第2項の規定による市長が定める時間

ア 市長が定める区域の区分

上記の規則で定める基準に基づき、市長が告示により次のとおり定めている。

区域の区分	告示で定める区域	国の基準	用途地域
第1種区域	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域（①） 第2種低層住居専用地域（江別市無し） 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域（②） 第2種住居地域 準住居地域 ※騒音規制法の第1種区域＋第2種区域
第2種区域	第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 ※騒音規制法の第3種区域＋第4種区域
※平成24年3月30日付け江別市告示第46号			

イ 市長が定める時間の区分（平成24年3月30日付け江別市告示第46号）

- ・ 昼間：午前8時から午後7時まで
- ・ 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

※アとイの区分を振動規制法施行規則別表第2に当てはめると、次の表のとおりとなる。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域（①②）	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

7 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

騒音に係る環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定では、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が設定されている。各類型を当てはめる地域は都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定する。

(1) 地域類型の種別と用途地域

地域の類型	地域の種別	用途地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	江別市無し
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 （①） 第2種低層住居専用地域（江別市無し） 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 （②） 第2種住居地域 準住居地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※A地域～C地域は、「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の規定による市長が定める区域」のa区域～c区域に同じ。

(2) 騒音に係る環境基準の具体的な基準値

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
AA（江別市無し）	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB（①②）	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(3) 市長が指定した騒音に係る環境基準の各類型を当てはめる地域（一般地域）

地域の類型	地域の区分	用途地域（参考：再掲）
A	平成24年江別市告示第45号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域	第1種低層住居専用地域（①） 第2種低層住居専用地域（江別市無し） 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	指定地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）	第1種住居地域（②） 第2種住居地域 準住居地域
C	指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
※平成24年3月30日付け江別市告示第48号		

(4) 道路に面する地域

次表に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、(2)の基準値によらず、この表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域（①）のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域（②）のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

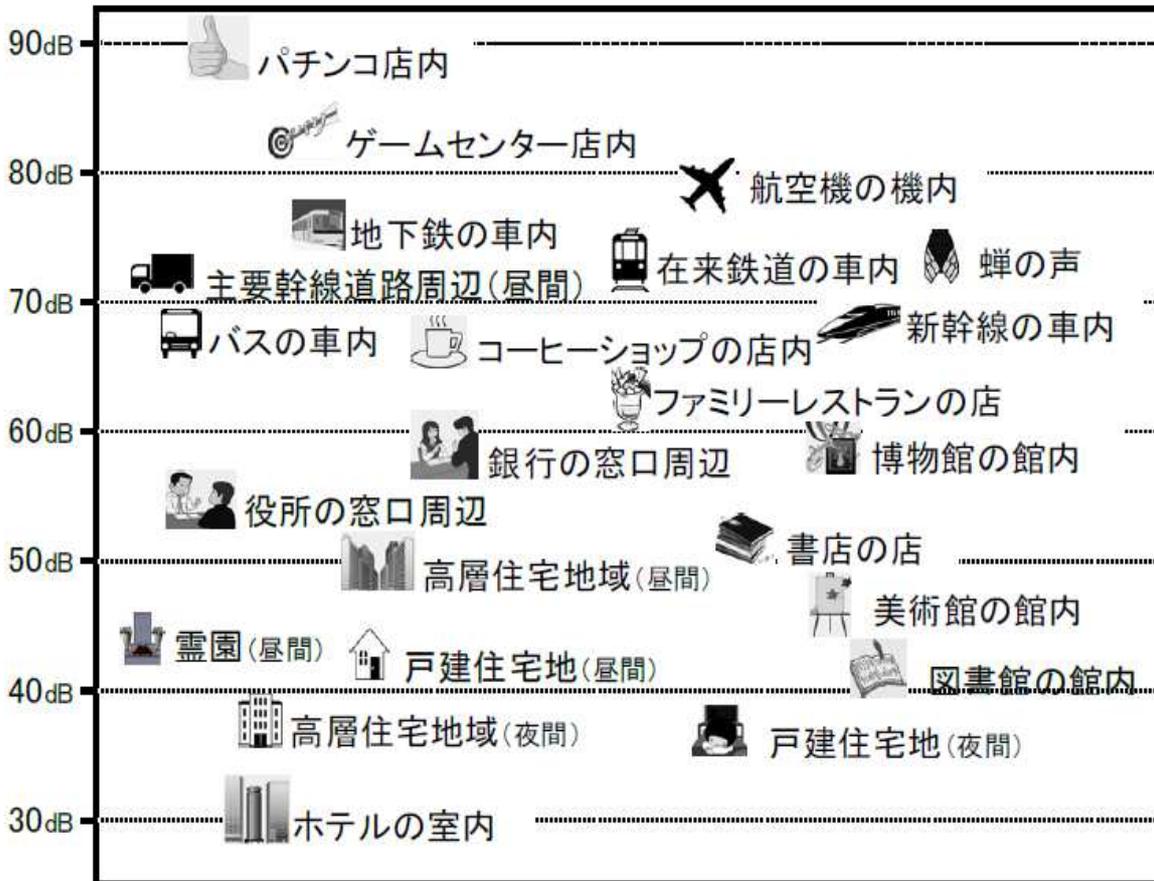
基準値		（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
70デシベル以下	65デシベル以下	

※騒音に係る環境基準の地域の類型、一般地域と道路に面する地域、時間帯と基準値をまとめると以下の表となる。

地域の 類型	地域の区分	基準値	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A (①)	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B (②)	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

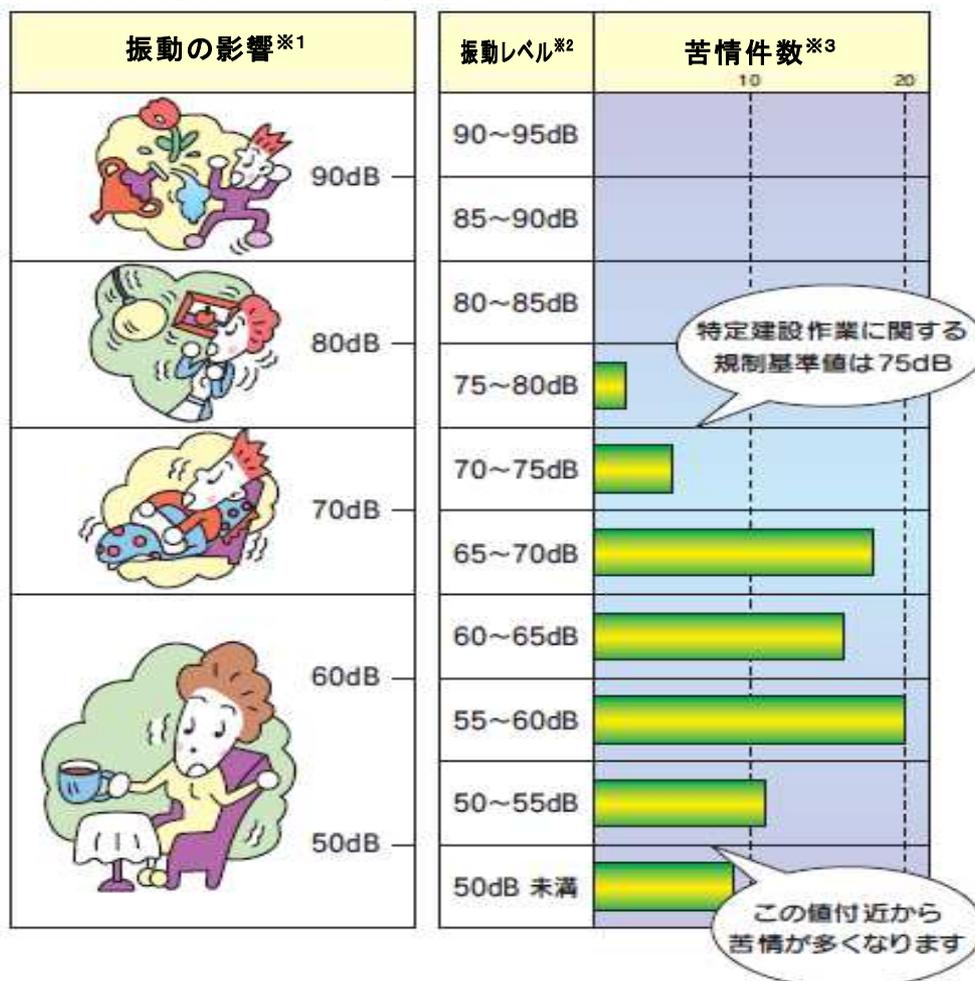
8 騒音と振動の目安

(1) 騒音の目安（都心・近郊用）



(出典：全国環境研協議会 騒音小委員会)

(2) 振動の目安（振動レベルと振動の影響の比較）



※1 東京都が公表している資料を引用

※2 振動レベルは敷地境界付近での実測値

※3 平成15年度に実施した振動苦情に関する全国自治体アンケート調査

(出典：環境省環境管理局大気生活環境室『よくわかる建設作業振動防止の手引き』より)